

東三河広域連合における個人情報保護制度の見直しについて
(検討資料)

令和4年12月

東三河広域連合情報公開・個人情報保護審査会

第1 総論

1 個人情報保護法の改正について

情報化の進展に伴い、個人のプライバシーに対する意識が高まったことを背景に、個人情報の適正な取扱いに関し、民間事業者を規制対象とする個人情報保護法が平成15年に制定された。そして、民間事業者と同様に公的機関も個人情報を適切に取り扱う必要があることから、東三河広域連合においても、平成27年に東三河広域連合個人情報保護条例を制定し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定め、個人情報の開示、訂正及び利用停止（以下「開示等」という。）を請求する権利を明らかにするよう努めてきた。

近年、情報通信技術の発達に伴い、多種多様な情報やデータを活用することで、国民生活の利便性を向上することや新たな産業を創出することに関心に向けられるようになった。適正な取扱いを通じて個人の権利利益を保護することを前提に個人情報を利用したり流通させたりすることは、この流れに沿うものである。そこで、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の制定に伴い、個人情報保護法も改正されることになった（以下「改正法」という。）。

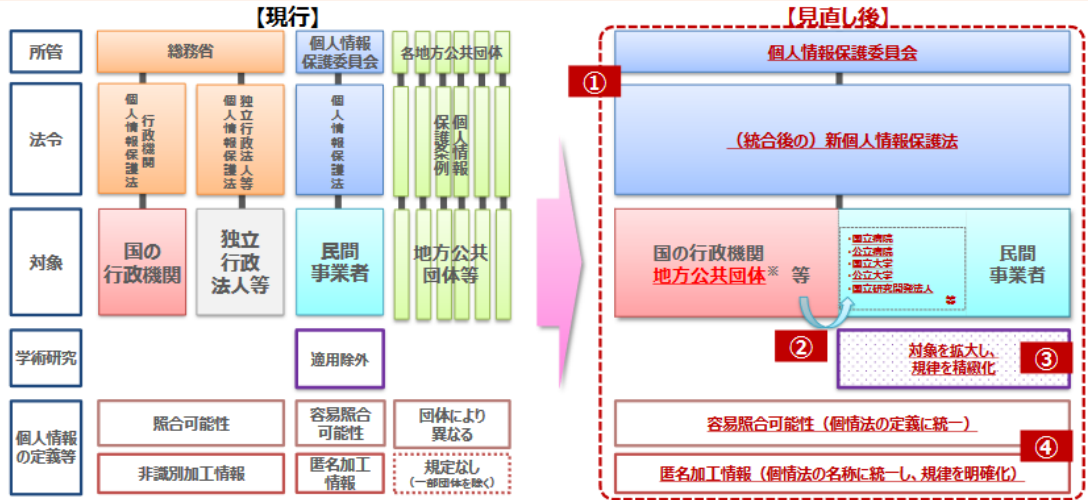
個人情報保護法は、民間事業者を対象とする法律である。他に、国の機関を対象とする「行政機関個人情報保護法」、独立行政法人等を対象とする「独立行政法人等個人情報保護法」があり、個人情報を取り扱う対象ごとに、個人情報の適正な取扱いについて根拠法令が異なる状態にあった。また、各地方自治体はそれぞれ個人情報保護条例を制定し、自治体ごとに個人情報の適正な取扱いについて規定していた。このように、個人情報の保護に関する規律が、規制の対象によってさまざまであることから、個人情報保護の水準が一定ではない、データ流通を阻害する一因となっている等の指摘がなされていた。

そこで、データの利活用を促進し、個人情報保護の保護水準について国際的な調和を図るため、3つの法律を統合して改正法に一本化するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても、統合した改正法を適用することにより、全国的な共通ルールを設定することとした。また、独立した監督機関である国の個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）が、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者及び地方公共団体の個人

情報の取り扱いを監視監督することになった。

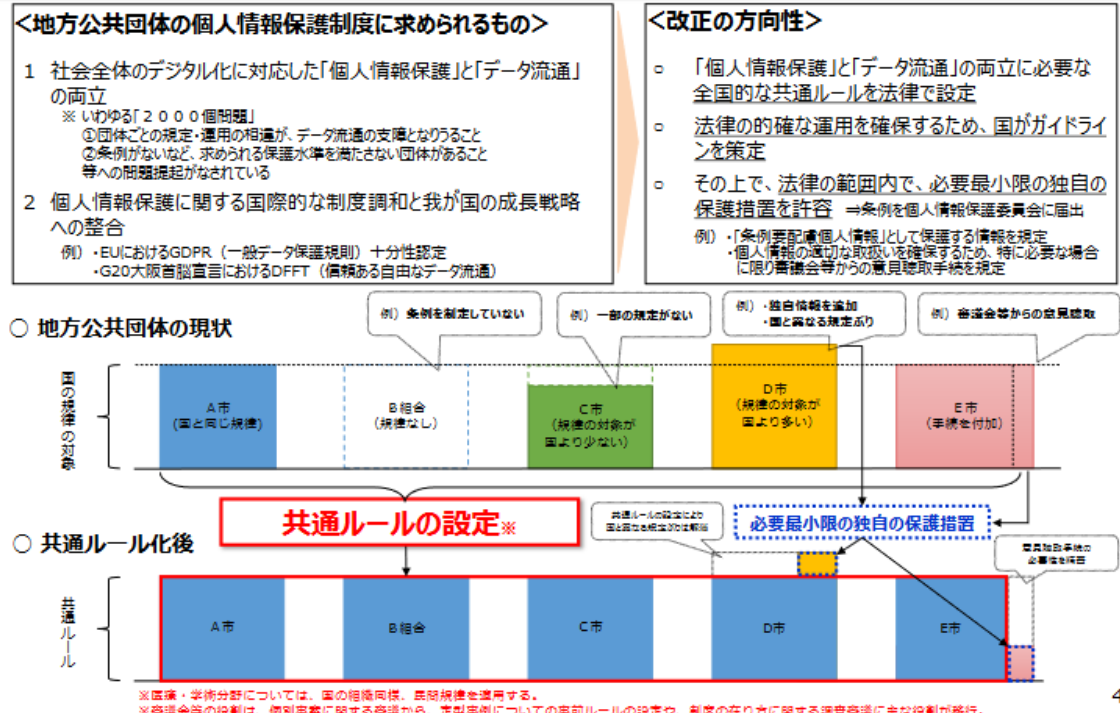
令和3年改正法の概要①

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、**地方公共団体の個人情報保護制度**についても**統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化**。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、**国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用**。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、**学術研究に係る適用除外規定**について、一律の適用除外ではなく、**統合後の法律を適用し、義務ごとの例外規定として精緻化**。
- ④ **個人情報の定義等を国・民間・地方で統一**するとともに、行政機関等での**匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化**。



3

令和3年改正法の概要②



4

(出典) 令和3年改正個人情報保護法について (総務省)

2 本広域連合個人情報保護条例の改正について

本広域連合は豊橋市の運用に準じているが、法改正により、地方自治体に対しても共通ルールが適用される。豊橋市と同様に、東三河広域連合個人情報保護条例も、法改正に伴う対応を行わなければならない。

また、改正法に反しない限りで、一定の事項について条例で定めることも認められている。したがって、豊橋市の運用に準じながら、改正法の目的や理念を踏まえた法施行条例を新たに制定し、東三河広域連合における個人情報保護制度の従来運用を反映させながら、新たな制度を運用することが望ましいと考えられる。

そこで、どのような事項について条例に規定するかを個別に検討する。国の事務対応ガイドでは、次のとおり整理されている。

【条例に規定を置くことが想定される事項】

- ・ 開示請求における手数料についての規定（改正法第 89 条第 2 項）
- ・ 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約及び契約における手数料についての規定（改正法第 119 条第 3 項及び第 4 項）

【条例に規定を置くことが許容されるもの】

- ・ 条例要配慮個人情報についての規定（改正法第 60 条第 5 項）
- ・ 開示請求における「不開示情報」及び「開示情報」の範囲についての規定（改正法第 78 条第 2 項）
- ・ 開示等請求に対する決定の期間についての規定（改正法第 83 条第 1 項等及び第 108 条）
- ・ 開示の実施に関する手続についての規定（改正法第 77 条第 2 項、第 82 条第 1 項及び第 108 条）
- ・ 個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要があると認めるときの審議会等への諮問についての規定（改正法第 129 条）
- ・ 施行状況の公表についての規定（現行条例第 46 条）

【条例に規定を置くことが許容されないもの】

- ・ 個人情報の取得を本人からの直接取得に限定することについての規定（現行条例第 5 条第 3 項）
- ・ 目的外利用や提供を行う場合に、類型的に審議会等の諮問を要することについての規定（現行条例第 7 条第 2 項第 8 号）

「第 2 各論」では、改正法を踏まえ、【条例に規定を置くことが想定される事項】及び【条例に規定を置くことが許容されるもの】について、どのように対応するかを検討する。

「第 3 上記以外の事項」では、「第 2 各論」で述べた点以外の法改正や、それに対する連合の対応について検討する。

第2 各論

1 条例に規定を置くことが想定される事項

(1) 開示請求における手数料についての規定（改正法第89条第2項）

ア 概要

改正法は、「地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。」と規定し、地方公共団体に、開示請求に係る手数料を条例で定めることを許容する。

イ 現行条例の規定（現行条例第26条第1項及び第2項）

保有個人情報の開示に係る手数料は無料とするが（現行条例第26条第1項）、写しの交付その他の方法による開示を受ける者は、規則で定める実費額を負担しなければならない（現行条例第26条第2項）。

ウ 本広域連合対応の検討

案	・現行条例のとおり、開示請求手数料は無料とし、写し等の交付に関する費用は実費を徴収する。（第8条）	
	理由	・個人情報の開示制度は、自己情報の正確性や取扱いの適正性を本人が確認するために不可欠の制度であるため、現行条例では開示手数料を無料としている。 ・法改正に伴い、新たに開示手数料を徴収することは、現行制度よりも市民に負担を求めることになるので適当でない。

(2) 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約及び契約における手数料についての規定（改正法第119条第3項及び第4項）

ア 概要

行政機関等匿名加工情報とは、行政機関や地方公共団体が保有する個人情報を、特定の個人を識別することができないよう加工し、かつ、当該個人情報を復元することができないようにした情報をいう（改正法第60条第3項）。作成方法の基準は、個人情報保護委員会規則（以下「委員会規則」という。）で規定される。

行政機関等匿名加工情報を事業の用に供しようとする者は、行政機

関の長等に対し、当該事業に関する提案をすることができる。そして、行政機関の長等は、当該提案が改正法の基準に適合するかどうかを審査し、適合する場合は、事業者と行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる（改正法第 109 条以下）。契約を締結する者は、条例の定めに従い手数料を支払わなければならない（改正法第 119 条第 3 項及び第 4 項）。

なお、当分の間は、都道府県及び政令指定都市以外の地方公共団体の機関について、行政機関等匿名加工情報に係る提案の募集を行うかは、義務ではなく任意とされている（附則第 7 条）。

行政機関等匿名加工情報制度について

- 行政機関等匿名加工情報とは、行政機関・独立行政法人等が保有する個人情報を特定の個人を識別することができないように加工し、かつ、当該個人情報を復元できないようにした情報。
- 行政機関等匿名加工情報の作成方法の基準を個人情報保護委員会規則で定める。



- 行政機関等は、行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案募集のため、次の 3 要件を満たす個人情報ファイルを公表。
 - ① 個人情報ファイル簿に掲載された個人情報ファイル（個人情報ファイル簿として公表されるもの）
 - ② 情報公開請求があれば全部又は一部開示されるもの
 - ③ 行政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で加工が可能なもの
- 事業者等から提案があった場合には、これを審査の上、行政機関等匿名加工情報を提供。



（出典）行政機関等匿名加工情報制度の概要（個人情報保護委員会）

- イ 現行条例の規定
現行条例に規定なし。
- ウ 本広域連合対応の検討

案	・行政機関等匿名加工情報の利用に関する手数料について、法 施行条例では規定しない。
---	--

	・都道府県及び指定都市、豊橋市の制度の運用状況を見つつ、状況に応じて法施行条例の改正を検討する。
理由	・国の制度の利用状況は平成 30 年の 1 件のみであり、利用実績がない。

2 条例に規定を置くことが許容されるもの

(1) 条例要配慮個人情報についての規定（改正法第 60 条第 5 項）

ア 概要

条例要配慮個人情報とは、地方公共団体が保有する個人情報のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述として、条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

法施行条例で条例要配慮個人情報について規定した場合、記録情報に条例要配慮個人情報が含まれる個人情報ファイルの個人情報ファイル簿には、条例要配慮個人情報が含まれる旨を記載しなければならない（改正法第 75 条第 1 項及び第 4 項）。また、条例要配慮個人情報が含まれる保有個人情報の漏えいが発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、その旨を委員会に報告しなければならない（改正法第 68 条第 1 項及び委員会規則第 43 条第 5 号）。

イ 現行条例の規定

現行条例に規定なし。

ウ 本広域連合対応の検討

案	・条例要配慮個人情報については規定しない。
理由	・委員会は、どのような情報が条例要配慮個人情報に該当するかを、具体的には想定していない。 ・東三河広域連合の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する情報を、具体的に想定していない。

(2) 開示請求における「不開示情報」の範囲についての規定（改正法第 78 条第 2 項）

ア 概要

保有個人情報の開示請求があった場合、改正法が規定する不開示情報に該当する部分を除く部分につき開示しなければならない（改正法第 79 条）。

不開示情報は改正法で一元的に規定されているが、法施行条例で定めることにより、情報公開条例で非公開とされている情報のうち一定の情報を不開示とすることが可能である（法第 78 条第 2 項）。

イ 現行条例の規定

現行条例が規定する不開示情報は、改正法が規定する不開示情報と概ね同じである。

しかし、現行条例第 17 条第 7 号は、「開示することにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を非開示とすると規定するが、改正法には、人の生命、健康、生活又は財産の保護に支障を及ぼすおそれがある情報を非開示情報とする直接の規定はない。

また、現行条例第 17 条第 1 号は、「法令若しくは条例の定めるところにより、又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務のある主務大臣その他国の行政機関の指示により、開示請求者に開示することができないと認められる情報」（以下「法令秘情報」という。）を非開示とすると規定するが、改正法には、これを非開示情報とする規定がない。

これらの情報を現行条例の場合と同様に非開示とするために、法施行条例に規定すべきかが問題となる。

ウ 本広域連合対応の検討

案	・人の生命、健康、生活又は財産の保護に支障を及ぼすおそれがある情報については、法施行条例に規定しない。 ・法令秘情報については、法施行条例に規定しない。
---	--

	理由	・改正法第 78 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に「人の生命、健康、生活又は財産の保護に支障を及ぼすおそれがある情報」も含まれると解釈することにより、非開示とすることが可能であるため。 ・法令秘情報を非開示情報として法施行条例に規定することは許されないと、委員会より示されたため。
--	----	--

(3) 開示請求における「開示情報」の範囲についての規定（改正法第 78 条第 2 項）

ア 概要

保有個人情報の開示請求があった場合、改正法が規定する不開示情報に該当する部分を除く部分につき開示しなければならない（改正法第 79 条）。

不開示情報は改正法で一元的に規定されているが、法施行条例で定めることにより、東三河広域連合情報公開条例（以下「情報公開条例」という。）で公開することとされている情報を開示することが可能である（法第 78 条第 2 項）。

イ 現行条例の規定

現行条例が規定する不開示情報は、改正法が規定する不開示情報と概ね同じである。

しかし、豊橋市は現行条例第 16 条第 1 項第 2 号エ及び現行規則第 9 条は、交際費等の支出に関し当該相手方の役職及び氏名並びに当該予算執行の内容に係る部分（以下「交際費等情報」という。）は、個人情報でも開示する旨規定するが、改正法には、交際費等情報を開示する規定はない。（本広域連合では現行条例規定なし、東三河広域連合情報公開条例第 7 条第 1 項第 2 号のエに規定）

この情報を法施行条例に規定するべきかが問題となる。

ウ 本広域連合対応の検討

案	・「交際費等情報」については、開示情報として法施行条例に規定する。（第 4 条）
---	--

	理由	・「交際費等情報」については、公金の適正な支出を担保する必要があるので、豊橋市と同様に開示すべき情報であるが、改正法には類似の規定がないので、開示するためには法施行条例に規定を設ける必要があるため。
--	----	---

(4) 開示等請求に対する決定の期間についての規定（改正法第 83 条第 1 項等及び第 108 条）

ア 概要

改正法は、個人情報の開示等請求の手続について規定する。手続の流れは改正法においても、現行条例と同様である。しかし、改正法は、各請求に対する決定までの期間については、「請求があった日から 30 日以内」にしなければならないと規定する（改正法第 83 条第 1 項、第 94 条第 1 項、第 102 条第 1 項）。

イ 現行条例の規定

現行条例は、開示請求に対する決定は、「請求があった日から起算して 15 日以内」に行わなければならない（現行条例第 22 条第 1 項）、訂正請求及び利用停止請求に対する決定は、「請求があった日から起算して 30 日以内」に行わなければならない（現行条例第 32 条第 1 項及び第 39 条第 1 項）と規定する。

開示請求から開示請求に対する決定までの期間は、現行条例より改正法の方が長くなる。

また、利用停止請求や訂正請求は、改正法と現行条例で、請求に対する決定までの期間にずれが生じることになる。すなわち、民法 140 条は、「日、週、月又は年によって期間を定めたときは、期間の初日は、算入しない。」と規定するため、1 日期間にずれが生じることになる。

具体例を挙げる。仮に 8 月 1 日に請求があったとすると、改正法のように「請求があった日から 15 日以内」という規定であれば、民法 140 条の規定により初日が算入されないことから、決定は 8 月 16 日までに行わなければならないということになる。一方、現行条例のよう

に「請求があった日から起算して 15 日以内」という規定であれば、初日が算入されるので、決定は 8 月 15 日までに行わなければならないということになる。

利用停止請求や訂正請求は、30 日という期間は改正法と現行条例で同じであるが、初日を参入するか否かで、期間に 1 日ずれが生じ、改正法の規定によるほうが、開示請求の日から開示等の決定まで 1 日長くなる。

ウ 本広域連合対応の検討

案	・開示決定の期限は、「開示請求があった日から 14 日以内」と法施行条例に規定する。なお、情報公開条例についても同様に改正する（後述のとおり）。(第 6 条) ・訂正請求及び利用訂正請求の期限について、法施行条例に規定しない。	
	理由	・法改正により、請求から開示決定までの期間が、現行条例の場合と比べて長くなることにより、請求者の権利行使に不利益が生じることは妥当ではない。 ・訂正請求及び利用停止請求は、請求から決定までの期間が 1 日延びることになり、請求者の権利行使に不利益が生じるように見えるが、各請求の事例はほとんどないため、請求者への影響は限定的である。

(5) 開示の実施に関する手続についての規定（改正法第 77 条第 2 項、第 82 条第 1 項及び第 108 条）

ア 概要

改正法は、開示請求を行う場合は、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（代理人による開示請求を行う場合は、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならないとし、請求時の本人確認について規定する（改正法第 77 条第 2 項）。しかし、開示を実施するときに、開示請求を行った者であるかの本人確認を行う旨の規定はない。

イ 現行条例の規定

現行条例は、保有個人情報の開示をする場合において、開示請求者は、規則で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること(代理人による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならないとし、開示を実施する場合に、開示請求を行った者であるかの本人確認をする旨を規定する（現行条例第 25 条第 1 項）。

ウ 本広域連合対応の検討

案	・法施行条例に、開示を実施する場合にも、開示請求者は、保有個人情報の本人又は代理人であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならない旨の規定を置く。（第 5 条）
理由	・開示を実施する場合に、開示請求者とは別の者に対して行くと、本人の権利を侵害することになるため、改正法には規定がないが、開示等を行う際にも、開示請求を行った者であるかの本人確認を行う旨を、法施行条例に規定する。

（６）個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときの審議会等への諮問についての規定（改正法第 129 条）

ア 概要

改正法は、地方公共団体の機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができる」と規定する。

しかし、法の規律やその解釈については、国の委員会が一元的に担う制度が確立されていることから、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等の個別の事案に関して、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならないとされている。

イ 現行条例の規定

条例情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を推進するため、豊橋市は、豊橋市情報公開・個人情報保護制度運営審議

会条例（平成 17 年条例第 3 号）に基づき、豊橋市情報公開・個人情報保護制度運営審議会を置いており、東三河広域連合も東三河広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例（平成 27 年条例第 23 号）に基づき、東三河広域連合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置いている。

個人情報保護制度に関しては、本人以外の者から個人情報を取得するとき、思想、信条、信教その他社会的差別の原因となる事項に関する個人情報を取得するとき、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、若しくは提供するとき、実施機関以外の者に対して、通信回線を用いた電子計算機の結合により、個人情報を提供するときに審査会の意見を聴くことについて規定する（現行条例第 5 条第 3 項第 9 号、第 5 条第 4 項、第 7 条第 2 項第 8 号及び第 9 条第 2 項）。

ウ 本広域連合対応の検討

案	・改正法のもとでは、審議会の機能が縮小されるため、豊橋市では審議会を、豊橋市情報公開・個人情報保護審査会に統合する。東三河広域連合は、審査会の規定であり、対応はなし。（第 9 条にて豊橋市とあわせる）
理由 (豊橋市)	・個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等の個別の事案に関して、類型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならないとされているため、これらの場合に審議会の意見を聴くという規定を法施行条例に置くことはできない。 ・改正法第 166 条は、地方公共団体が個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、委員会に対して、必要な情報提供や技術的助言を求めることができると規定するため、諮問事項が少なくなることが予測される。 ・一方、法施行条例を改正し又は廃止する必要性が生じた場合や、保有個人情報の安全管理措置の基準を定めようとする場合、個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合に学識経験者等の意見を聴

		くことは、法の趣旨に反しないし、市民の権利保護に資すると考えられる。
--	--	------------------------------------

(7) 施行状況の公表についての規定（改正法第 165 条）

ア 概要

改正法は、委員会による監視措置の実効性を担保するとともに、法の施行状況を広く国民等に明らかにして個人情報保護制度の運用に関する透明性を高めることで、個人の権利利益の保護を図ることを目的として、行政機関等が提出した報告を委員会が取りまとめ、概要を公表すると規定する。

イ 現行条例の規定

現行条例に基づき、保有個人情報の開示請求件数、決定件数、審査請求件数等について、公表している（現行条例第 46 条）。

ウ 本広域連合対応の検討

案	・改正法に基づき行う施行状況の公表とは別に、広域連合が実施状況を公表する旨を法施行条例に規定する。（第 10 条）	
	理由	・国の行政機関が、改正法に基づき既に行っている施行状況調査と、広域連合が現行条例に基づき行う実施状況報告は、内容が重複する部分もあるが、広域連合が独自に実施状況を公表することは、運用の透明性を市民に示すことにつながり、ひいては市民の権利保護に資すると考えられる。

第3 上記以外の事項

(1) 実施機関の範囲（改正法第2条第11項第2号）

ア 概要

改正法は、個人情報の取扱いや開示等請求に関する行政機関等の義務について規定する。地方公共団体・広域連合の機関は「行政機関等」に含まれるが、議会は「行政機関等」から除外すると規定する。国会や裁判所が改正法による個人情報の取扱いに係る規律の対象となっていないことと同様に、自律的な対応のもと個人情報保護が適切に行われることが望ましいと考えられたためである。

したがって、議会には改正法の規定は、一部の規定を除き適用されない。

イ 現行条例の規定

議会も実施機関とされ、現行条例が適用される（現行条例第2条第1項）。請願や陳情に関する個人情報の開示請求も行われている。

ウ 本広域連合対応の検討

案	・広域連合議会において別途条例制定予定である。	
	理由	・現行条例が議会も実施機関に含めたうえで、個人情報の取扱いや開示等請求に対する対応を行っている。そのため、議会も改正法の趣旨に即した条例を制定して、個人情報を取扱い、開示等請求に応じる等の方法が考えられ、議会において条例制定予定である。

(2) 個人情報の定義（改正法第2条第1号）

ア 概要

改正法では、個人情報は「生存する個人に関する情報」であることが前提となっている。したがって、死者に関する情報は個人情報には当たらず、改正法の規定は適用されない。

また、改正法は、個人情報とは、当該情報に含まれる記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）と規定する。そのため、匿名加工情報（一定の措置を講じて、特

定の個人を識別することができないように加工し、復元できないようにした、個人に関する情報）や、外部から取得した仮名加工情報（一定の措置を講じて、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工した、個人に関する情報）は、個人情報に該当しないことになる。

イ 現行条例の規定

現行条例では、「生存する個人に関する情報」ではなく、「個人に関する情報」であることが前提となっている。したがって、死者に関する情報も個人情報に該当する。しかしながら、開示等請求に関しては、本人又は法定代理人若しくは要件を満たした任意代理人が行うこととされており、死者は請求を行うことができないため、定義に違いがあったとしても、実務上影響はない。

また、死者の個人情報が同時に死者の遺族等の個人情報となる場合があると認められた場合、当該死者の遺族等は、当該死者の個人情報について開示等請求することができるものとして運用している。

ウ 本広域連合対応の検討

案	・改正法の定義にしたがって、保有する情報が個人情報に該当するかを判断する。	
	理由	・委員会のガイドラインでは、改正法は全国統一の規律を設けることを趣旨とするため、条例で、死者に関する情報を個人情報に含めることは許されないとされている。 ・委員会のガイドラインでは、死者に関する情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報として法の保護の対象となるとされているので、改正法においても、開示等請求に関しては、現行条例での取扱いと違いはない。 ・現行条例では、匿名加工情報や外部から得られた仮名加工情報等は個人情報に該当するが、改正法では個人情報に該当しない。したがって、個人情報の範囲

		が狭くなり、市民の権利保護に支障をきたすのではないかとの意見も考えられるが、これらの情報については、他の情報と照合することを禁止する規定があるため（改正法第 73 条第 3 項、第 121 条第 1 項）、個人の権利保護の水準が低下することはないと考えられる。
--	--	--

（３）漏えい等への対応（改正法第 68 条）

ア 概要

改正法は、要配慮個人情報や条例要配慮個人情報が含まれる個人情報
が漏えい、滅失若しくは毀損（以下「漏えい等」という。）が発生
し、又は発生するおそれがある事態や、不正に利用されることにより
財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、
又は発生したおそれがある事態、保有個人情報に係る本人の数が 100
人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じ
たときは、行政機関の長等は、委員会に報告しなければならないと規
定する。また、本人に対しても、上記の事態が発生したことを通知し
なければならないと規定する。

イ 現行条例の規定

現行条例に規定なし。

ウ 本広域連合対応の検討

案		・「インシデント報告に関するセキュリティ手順書」に従って報告を受けた事案が、改正法が規定する漏えい等の事態に該当する場合は、委員会に報告し、本人に対しても事態の発生について通知する。
	理由	・「インシデント報告に関するセキュリティ手順書」において、データ資産の漏えい、滅失、毀損のおそれがある事態が生じたときは、情報セキュリティ管理者等に報告する体制が構築されている。報告された事態が、改正法が規定する漏えい等に該当する場合には、委員会に報告する。

(4) 開示請求者の範囲等（改正法第 76 条第 2 項）

ア 概要

改正法は、開示等請求を行う場合、本人が行う場合の他、本人の委任による代理人（任意代理人）が行うこともできると規定する。本人が誰に委任するかは自由である。

イ 現行条例の規定

現行条例は、未成年若しくは成年被後見人の法定代理人又は病気その他やむを得ない理由により自ら請求することができない者として規則で定めるものの代理人に限り、本人に代わって開示等請求を行うことができる」と規定する。

現行条例がこのような規定を置く理由は、広く代理請求を認めると、委任状の偽造や代理人へのなりすまし等により、本人の権利利益保護に欠けるおそれがあるからである。

ウ 本広域連合対応の検討

案	・改正法の規定通り、任意代理人による開示等請求を行うことができるようにする。 ・法施行条例に、開示等を行う場合にも、開示請求者は、開示請求者本人であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならない旨の規定を置く。（第 5 条）	
	理由	・法施行条例により、開示等請求を行うことができる者を限定することは、改正法が定める開示請求者の範囲を狭めることになるから、そのような規定は認められないと解される。 ・しかし、開示等を行う際に、開示等請求者とは別の者に対して行くと、本人の権利を侵害することになるため、改正法には規定がないが、開示等を行う際にも開示等請求者本人であることを確認する旨を、法施行条例に規定する（「第 2 の 2（5）」記載のとおり）。

(5) 情報公開条例の改正

ア 概要

情報公開条例も、個人情報情報を非公開情報として規定する（情報公開条例第7条第1項第2号）。情報公開条例における個人情報の定義は、現行条例とほぼ同じであるため、改正法が施行されると、情報公開条例と改正法で個人情報の定義が異なることになる。

また、情報公開条例は、公開請求があった日から起算して15日以内に公開決定等をしなければならないと規定し（情報公開条例第12条第1項）、開示請求があった日から14日以内に開示決定等をしなければならないと規定する法施行条例と表記に差異が生じる。

ウ 本広域連合対応の検討

案	・情報公開条例の個人情報の定義は改正しない。 ・第2の2（4）に記載した通り、公開請求から公開等決定までの期間を、「開示請求があった日から14日以内」と情報公開条例を改正する。（第12条）		
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="419 972 539 1572">理由</td><td data-bbox="539 972 1362 1572"> ・情報公開制度と個人情報保護制度は制度趣旨が異なり、前者は個人情報の利用流通を前提としないから、定義を統一する必要があるとは言えない。 ・情報公開制度と個人情報開示制度は異なる制度であるが、保有する行政文書に記載された情報を開示するという点では共通しており運用面でも共通点が多いため、両制度で決定までの期間の表記が異なると、混乱を生じるおそれがある。 ・情報公開条例を改正したとしても、請求から公開等決定までの期間は変わらないから、市民の権利保護に支障を生じることが無い。 </td></tr> </table>	理由	・情報公開制度と個人情報保護制度は制度趣旨が異なり、前者は個人情報の利用流通を前提としないから、定義を統一する必要があるとは言えない。 ・情報公開制度と個人情報開示制度は異なる制度であるが、保有する行政文書に記載された情報を開示するという点では共通しており運用面でも共通点が多いため、両制度で決定までの期間の表記が異なると、混乱を生じるおそれがある。 ・情報公開条例を改正したとしても、請求から公開等決定までの期間は変わらないから、市民の権利保護に支障を生じることが無い。
理由	・情報公開制度と個人情報保護制度は制度趣旨が異なり、前者は個人情報の利用流通を前提としないから、定義を統一する必要があるとは言えない。 ・情報公開制度と個人情報開示制度は異なる制度であるが、保有する行政文書に記載された情報を開示するという点では共通しており運用面でも共通点が多いため、両制度で決定までの期間の表記が異なると、混乱を生じるおそれがある。 ・情報公開条例を改正したとしても、請求から公開等決定までの期間は変わらないから、市民の権利保護に支障を生じることが無い。		

（6）個人情報保護ファイル簿について

（現行条例と改正法の比較）

現行条例では、個人情報取扱事務登録簿を備えることを条例で規定し、事務単位で個人情報の管理を行うとともに、個人情報保護制度の運用状況について年に1度公表している（具体的には、登録簿の件数と閲覧請求の件

数)。一方で個人情報ファイル簿については規定がない。

改正法において個人情報ファイル簿に移行するか、個人情報ファイル簿と個人情報事務取扱簿を併存させるか検討が必要になる。

(個人情報取扱事務登録簿と個人情報ファイル簿の記載事項比較)

	登録簿	ファイル簿	備考
記 録 事 項	名称及び目的	名称及び目的	登録簿は事務単位での登録に対し、ファイル簿はデータベース化されたファイル単位での登録となる
	所掌する組織の名称	所掌する組織の名称	
	対象者の範囲	記録の範囲	
	記録の項目	記録の項目	
	収集先	収集先	
	要配慮個人情報の有無	要配慮個人情報の有無	
	その他	その他	

本広域連合の登録簿と比較した場合、改正法等で規定されるファイル簿の記録事項は、基本的な事項は概ね一緒である。また、法の趣旨に反しない限り、ファイル簿の記録事項は追加できるため、ファイル簿において現在の登録簿と同様の記載項目を対象とすることは可能である。

(個人情報取扱事務登録簿と個人情報ファイル簿の運用方法の比較)

運用方法	メリット	デメリット
① 登録簿とファイル簿の両方を作成する *ファイル簿は政令で定める数(1,000人以上)とする	・事務単位で個人情報の管理が継続され、加えて法律の規定を満たすことができる。→保護レベルは前進する。	・帳簿を2種類管理することになる。→事務の効率性が下がる。
② 登録簿は廃止し、ファイル簿のみ管理する。 *ファイル簿は政令で定める数(1,000人以上)とする	・1,000人未満のファイルが対象から外れるため、登録簿より対象が少なくなる。→事務の効率性は上がる。	・1,000人未満のファイルが対象から外れるため、登録簿より対象が少なくなる。→保護レベルは後退する。
③ 登録簿は廃止し、ファイル簿のみ管理する。 *ファイル簿は1人以上とする	・帳簿が1種類のため事務の効率性は維持される。登録簿と同水準で管理でき、保護レベルは維持される。	・1,000人以上を対象に公表すると保護レベルが後退する。

◎いずれの方法を採用した場合でも、改正法で規定される1,000人以上のファイル簿は公表するものとする。

(検討視点)

個人情報取扱事務登録簿と個人情報ファイル簿を比較すると、作成単位や記載事項に違いがあるが、いずれの帳簿も行政機関において保有個人情報の適正な管理に資するものと考えられる。また、現在の個人情報保護レベルを維持することを前提に運用方法を比較した場合、②の方法は、保護レベルが後退するため適切ではなく、①または③の方法で管理すべきと考える。

➡本広域連合では③の方法での管理を予定している。

本案件は、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和3年法律第37号)第51条により個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)が改正され、地方公共団体・一部広域連合にも同法の規律が及ぶこととなったことから、法施行条例を制定して同法の施行に必要な事項を定めることを予定している。

豊橋市においても、豊橋市情報公開・個人情報保護制度運営審議会条例(平成17年豊橋市条例第3号)第2条第1項に基づき、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項であるとして、本審議会に諮問され、特に問題はないと答申されている。

東三河広域連合で新たに制定予定の個人情報の保護に関する法律施行条例は豊橋市の運用に準じているため、同様に問題はないことが予想される。

本日の審査会にて、委員の皆様の御意見を頂戴し、問題がなければ、令和5年4月1日の施行へ向けて、事務処理を進めていきたいと考えている。